解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日開催の理事会の決議並びに平成二十二年三月九日静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

静岡県焼津市宗高九〇〇番地

財団法人焼津市地域資源開発センター

清算人代表　大石　義衛

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

愛知県知立市上重原町本郷三八番地

知立上重原特定土地区画整理組合

清算人代表　杉原　元司

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

京都市右京区西院東中水町一七番地京都府中小企業会館内

特例財団法人京都府プロパンガス保安事業団

清算人　小澤　八十二

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月二十五日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

堺市北区長曽根町三七六番地七

堺市長曽根土地区画整理組合

清算人代表　北野　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十六日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

鳥取県鳥取市末広温泉町七二四番地

財団法人鳥取県乾椎茸価格安定基金協会

代表清算人　近藤　儀徳

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

仙台市青葉区片平二丁目一番一号東北大学構内　財団法人東北大学研究教育振興財団

代表清算人　西澤　潤一

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十二年一月二十四日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

栃木県那須塩原市箭坪一八番地二一

認可地縁団体松原苑自治会

清算人　室井　淳男

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十二年三月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

千葉県柏市緑ケ丘七番五号

医療法人社団須田医院

清算人　須田富士雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

東京都調布市入間町一丁目三三番地二

特定非営利活動法人エス・ジィ・ティー・スポーツ協会

清算人　内海　彪

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

東京都渋谷区渋谷三丁目七番一号高山ランド第一二ビル九階　医療法人社団桃源会

清算人　冨田　健介

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥致します。

平成二十二年四月十二日

東京都江東区石島二番一四号綜警リバーサイドビル　財団法人都市防犯研究センター

清算人　大野　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十九日開催の臨時総会の決議並びに農林水産大臣の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

東京都港区赤坂一丁目九番一三号

社団法人農林放送事業団

代表清算人　川合　淳二

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年三月十一日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

神奈川県平塚市八重咲町三番三号

社団法人神奈川県農住都市建設協会

代表清算人　石井　清

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十二年三月五日に岐阜県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

岐阜市橋本町二丁目五二番地岐阜シティ・タワー四三　三階　医療法人地域医療ぎふ

清算人　日下部良克

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十二年一月十九日開催の評議員会及び平成二十二年一月二十一日開催の理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

愛媛県今治市大新田町三丁目五番四九号

財団法人今治学校給食会

代表清算人　高橋　実樹

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十二日

札幌市豊平区旭町四丁目一番四〇号

社団法人北太平洋地域研究センター

代表清算人　南山　英雄